欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アイスランド	ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ｸﾛｰﾈ	19,050	13,100	7,150	7,150	1,900	3,000	3,000
アイルランド	ﾕｰﾛ	125	86	47	47	13	20	20
アゼルバイジャン	ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ・ﾏﾅﾄ	250	172	94	94	25	39	39
アルバニア	ﾚｸ	15,400	10,600	5,800	5,800	1,500	2,400	2,400
アルメニア	ﾄﾞﾗﾑ	76,190	52,380	28,570	28,570	7,620	11,900	11,900
イタリア	ﾕｰﾛ	125	86	47	47	13	20	20
ウクライナ	ﾌﾘｳﾞﾆｬ	4,090	2,815	1,535	1,535	410	640	640
ウズベキスタン	ｿﾑ	1,600,000	1,100,000	600,000	600,000	160,000	250,000	250,000
英　国	ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	109	75	41	41	11	17	17
エストニア	ﾕｰﾛ	125	86	47	47	13	20	20
オーストリア	ﾕｰﾛ	125	86	47	47	13	20	20
オランダ	ﾕｰﾛ	125	86	47	47	13	20	20
カザフスタン	ﾃﾝｹﾞ	64,000	44,000	24,000	24,000	6,400	10,000	10,000
北マケドニア	ﾃﾞﾅﾙ	7,690	5,290	2,880	2,880	770	1,200	1,200
キプロス	ﾕｰﾛ	125	86	47	47	13	20	20
ギリシャ	ﾕｰﾛ	125	86	47	47	13	20	20
キルギス	ｷﾙｷﾞｽ・ｿﾑ	12,500	8,590	4,690	4,690	1,250	1,950	1,950